

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成 30 年 1 月 26 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 四国(受)第1700040号

厚生局事案番号 : 四国(厚)第1700018号

第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和62年11月29日から同年12月1日に訂正し、同年11月の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

昭和62年11月29日から同年12月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和62年11月29日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年11月29日から同年12月1日まで

A事業所には、昭和62年4月1日に入社し、同年11月30日に退職したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録は同年11月29日に資格喪失している。給料支払明細書では、昭和62年4月分から同年11月分までの給与から厚生年金保険料が控除されているので、資格喪失年月日を昭和62年12月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の雇用保険の被保険者記録、請求者が所持するA事業所に係る給料支払明細書及び同事業所における請求期間当時の社会保険事務担当者の陳述内容等から判断すると、請求者は、請求期間に同事業所に勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所の事業を承継したとするB社は、請求期間当時の資料を保管しておらず不明である旨回答しているが、請求者に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日及び厚生年金基金の加入員資格喪失年月日の記録は一致しており、社会保険事務所（当時）及び厚生年金基金の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から昭和62年11月29日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和62年11月29日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1700036号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1700017号

第1 結論

請求期間について、請求者のA県B事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年1月から同年11月まで
請求期間について、A県B事業所に臨時職員として勤務していた。未成年だった期間があるものの、厚生年金保険には加入できたはずなので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A県C課から提出された、請求者に係る勤務期間および勤務態様証明書によると、請求者は、昭和47年1月24日から同年11月23日までの期間において、A県B事業所に臨時的任用職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所検索システムによると、A県B事業所は、昭和40年4月1日から昭和42年4月1日までの期間及び昭和56年6月15日から平成19年10月1日までの期間については厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるものの、請求期間を含む上記以外の期間については厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、A県C課は、「請求期間において、請求者の厚生年金保険料を給与から控除していたかどうかは不明である。」旨回答している上、同課の担当者は、「請求期間当時における、臨時的任用職員の社会保険への加入に係る取扱いについては不明である。」旨陳述している。

さらに、請求者はA県B事業所の同僚を記憶しておらず、当該同僚から陳述を得ることができないことから、同事業所における厚生年金保険の加入の取扱い及び給与からの厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。